

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制	<p><b>1. NISA制度の延長・拡充</b></p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 現行のつみたてNISAの期限到来による終了 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間を令和5年12月31日までとする。</p> <p>(2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置の改組 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置を次の措置に改組する。</p> <p>① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に<b>特定累積投資勘定</b>(仮称。以下同じ。)を設けた日以後に支払を受けるべき特定累積投資勘定に係る株式投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の<b>配当等</b>については、所得税及び個人住民税を課さない。</p> <p>② 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に<b>特定累積投資勘定</b>を設けた日以後にその特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡等をした場合には、その<b>譲渡等による譲渡所得等</b>については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>③ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に<b>特定非課税管理勘定</b>(仮称。以下、同じ。)を設けた日以後に支払を受けるべき特定非課税管理勘定に係る上場株式等の<b>配当等</b>については、所得税及び個人住民税を課さない。</p> <p>④ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に<b>特定非課税管理勘定</b>を設けた日以後にその特定非課税管理勘定に係る上場株式等の譲渡等をした場合には、その<b>譲渡等による譲渡所得等</b>については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>⑤ <b>特定非課税累積投資契約</b>とは、上記①から④までの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <p>(イ) 公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定(当該契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年以後の各年に設けられるものをいう。)において行うこと。</p> <p>(ロ) 当該特定累積投資勘定は、原則として各年の1月1日において設けられること。</p> <p>(ハ) 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲げる公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。</p> <p>a. その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が<b>120万円</b>を超えないもの(公募等株式投資信託の受益権を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した特定上場株式等の取得対価の合計額及び<b>特定累積投資勘定基準額</b>※(仮称。以下同じ。)の合計額が<b>1,800万円</b>を超えることとなることにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。)</p> <p>※特定累積投資勘定基準額とは、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。</p> <p>b. その特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権</p> <p>(ニ) 上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定(当該契約に基づき非課税口座で管理される上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。)において行うこと。</p>	◆資料①～④参照

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制 (続)	<p>(ホ) 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。</p> <p>a. その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの。 ただし、特定上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該特定上場株式等を除く。</p> <p>(a) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(仮称)(特定非課税管理勘定(仮称)に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>(b) 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定(仮称)に受け入れている買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>(注) 上記の「特定上場株式等」とは、その上場株式等を上場している取引所から整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びその投資信託約款等において一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているものに該当しない上場株式等をいい、公募等株式投資信託にあつては、その投資信託約款において、信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること及び収益の分配は1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていることが定められているものに限る。</p> <p>b. 省略(株式分割等により取得する上場株式等)</p> <p>(ヘ) 当該金融商品取引業者等は現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置の基準経過日における住所等の確認と同様に確認を行うこと。</p> <p>⑥ 金融商品取引業者等から税務署長への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等その他の事項の一定のクラウドを利用した提供及び税務署長から金融商品取引業者等への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等の合計額その他の事項の提供について定めるほか、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. ジュニアNISAの非課税保有期間終了後の措置</b></p> <p>未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとする。</p> <p>この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含む。)をしなければならないこととする。</p> <p><b>3. スタートアップ再投資に係る非課税措置の創設等</b></p> <p>(1) 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、その設立日の属する年において次に掲げる要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式(以下、「特定株式」という。)を払込みにより取得をした居住者等(注)は、その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額の合計額(当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする。)を控除する特例を創設し、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例と選択して適用できることとする。</p> <p>この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、当該控除をした金額のうち20億円を超える部分の金額をその取得に要した金額から控除した金額とする。</p>	<p>☆令和5年末迄にジュニアNISAの投資商品は5年間の非課税保有期間終了後、所定の手続きを経れば18歳になるまで非課税措置が継続されることとなっているが、その手続きを省略し、利便性の向上を図る。</p> <p>(注) 居住者等は当該株式会社の発起人に該当すること及び当該株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人等に該当しないこと等の要件を満たすものに限る。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制 (続)	<p>① その設立の日以後の期間が1年未満の中小企業者であること。</p> <p>② 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすこと。</p> <p>③ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の100分の99を超える会社でないこと。</p> <p>④ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行会社でないこと。</p> <p>⑤ 発行済株式総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。</p> <p>⑥ 風俗営業、性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。</p> <p>(2) 特定株式を払込みにより取得をした個人住民税の所得割の納税義務者(上記(1)の居住者等の要件を満たす者に限る。)が、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡をしたことにより生じた特定株式に係る譲渡損失について、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象に加える。</p> <p>(3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、上記(1)及び(2)の特定株式を加える。</p> <p><b>4. エンジェル税制について、次の措置を講ずる。</b></p> <p>(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、特定株式(所定の要件を満たすものに限る。)を払込みにより取得をした場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除する特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額から、その特定株式の取得に要した金額の合計額とその取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額(20億円を超える場合には、20億円)とのいずれか低い金額を控除するものとする。</p> <p>② 適用対象となる特定新規中小企業者(上記①の所定の要件を満たす株式会社に限る。)の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこととの要件については、特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこととする。</p> <p>③ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続の簡素化を図る。(詳細省略)</p> <p>(2) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 適用対象となる特定新規中小企業者(上記(1)の所定の要件を満たす株式会社に限る。)の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこととの要件については、特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこととする。</p> <p>② 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続の簡素化を図る。(詳細省略)</p> <p><b>5. スtockオプション税制</b></p> <p>特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(Stockオプション税制)について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後<b>15年を経過する日までの間に行うこととする</b>ほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう。</p>	◆資料⑤参照

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制 (続)	<p><b>6. 資金決済に関する法律の改正に伴う所要の措置</b></p> <p>電子決済手段等取引業者は、顧客の依頼に基づき、当該電子決済手段等取引業者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定(以下「国内電子決済手段勘定」という。)から国外において電子決済手段等取引業者を営む者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定(以下「国外電子決済手段勘定」という。)に電子決済手段の移転をした場合又は国内電子決済手段勘定に国外電子決済手段勘定から電子決済手段の移転を受けた場合には、これらの移転に係る<b>電子決済手段の価額が100万円以下であるときを除き</b>、当該電子決済手段等取引業者は、その移転に係る電子決済手段の種類、価額その他の事項を記載した<b>調書</b>を、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の<b>所轄税務署長に提出しなければならないこととする。</b></p>	<p>※令和6年1月1日以後に行われる電子決済手段の移転につき適用する。</p>
	II. 個人所得課税のあり方	<p><b>1. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置</b></p> <p>(1) 所得税の上乗せ措置 その年分の<b>基準所得金額から3億3,000万円</b>を控除した金額に<b>22.5%</b>の税率を乗じた金額がその年分の<b>基準所得税額</b>を超える場合には、<b>その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。</b></p> <p>(注1) 上記の「<b>基準所得金額</b>」とは、その年分の所得税について<b>申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額</b>(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)をいい、「<b>基準所得税額</b>」とは、その年分の<b>基準所得金額に係る所得税の額</b>(分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税及び本規定により課す所得税の額を除く。)をいう。</p> <p>(注2) 上記(注1)の「<b>申告不要制度</b>」とは、次に掲げる特例をいう。 ① 確定申告を要しない配当所得等の特例 ② 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例</p> <p>(注3) 上記(注1)の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととする(NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まない。)</p> <p>(2) 上記(1)の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずる。</p>	<p>☆所得の多い富裕層ほど税負担率が低くなる逆転現象(いわゆる1億円の壁問題)を是正する措置</p> <p>☆申告不要制度を適用している所得の把握漏れに注意が必要?</p>
	III. 土地・住宅税制	<p><b>1. 延長・拡充措置</b></p> <p>(1) 短期所有土地の譲渡等をした場合の課税の特例 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、<b>適用停止措置の期限を3年延長する。</b></p> <p>(2) <b>空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例</b> 次の措置を講じた上、その適用期限を4年延長する。 ① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋(当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。)の一定の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等(当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。)の一定の譲渡をした場合において、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができることとする。 (イ) 耐震基準に適合することとなった場合 (ロ) その全部の取壊し若しくは除却又はその全部が滅失をした場合 ② 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした<b>相続人の数が3人以上</b>である場合における特別控除額を<b>2,000万円</b>とする。</p> <p>(3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除 次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。 ① 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。 ③ 一定の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下(現行:500万円以下)に引き上げる。</p>	<p>◆資料⑥参照</p> <p>※令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。</p> <p>◆資料⑦参照</p> <p>※令和5年1月1日以後に行う譲渡につき適用 ☆一定の区域は省略</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他	<p><b>1. 特定被災事業用資産の繰越損失</b>                      事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失(以下「特定被災事業用資産の損失」という。)について、次に掲げるものの繰越期間を5年(現行:3年)に延長する。                      ① 青色申告者で、その有する事業用資産等(土地等を除く。)のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、被災事業用資産の損失による純損失を含むその年分の純損失の総額                      ② 青色申告者以外の者で、その有する事業用資産等(土地等を除く。)のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、その年に発生した被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額                      ③ 上記①及び②以外の者は特定被災事業用資産の損失による純損失の金額</p> <p><b>2. 雑損控除の繰越期間の伸長</b>                      個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年(現行:3年)に延長する。</p> <p><b>3. 給与所得者の特定支出控除の特例</b>                      その支出が、本特例の対象となる研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付ができることとする。</p> <p><b>4. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例</b>                      国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る担保提供について所要の措置を講ずる。(詳細省略)</p> <p><b>5. 個人事業の開廃業届出書等の提出期限等の見直し</b>                      個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次の見直しを行う。                      ① 個人事業の開業・廃業等届出書について、その提出期限をその事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限とするともに、事務所等に移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするほか、記載事項の簡素化を行う。                      ② 青色申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする年分の確定申告期限とするともに、記載事項の簡素化を行う。                      ③ 次に掲げる届出書等について、記載事項の簡素化を行う。                      (イ) 納期の特例に関する承認の申請書                      (ロ) 青色申告承認申請書及び青色専従者給与に関する届出書                      (ハ) 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書</p> <p><b>6. 給与所得者の扶養控除等申告書</b>                      給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする。</p> <p><b>7. 給与所得者の保険料控除申告書</b>                      次に掲げる事項の記載を要しないこととする。                      ① 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄                      ② 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄</p> <p><b>8. 源泉徴収票の提出方法の見直し</b>                      ① 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす。</p>	<p>◆資料⑧参照</p> <p>◆資料⑨参照</p> <p>※左記①は令8年1月1日以後の事業開始等に、②は令8年分以後の所得税に、③(イ)は令9年1月分以後の承認申請に、③(ロ)は令9年分以後の所得税に、③(ハ)は令9年1月1日以後の事務所の開設等に適用する。</p> <p>※令7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等につき提出する申告書に適用</p> <p>※令6年10月1日以後に提出する保険料控除申告書につき適用</p> <p>※令9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票につき適用</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅲ その他 (続)	<p>② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>③ 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置を講ずる。</p> <p><b>9. 給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供要件の緩和</b> 給与等の支払をする者が、その支払を受ける者に対し、給与所得の源泉徴収票又は給与支払明細書の交付に代えてその源泉徴収票又は給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件であるその支払を受ける者の承諾手続に、その支払を受ける者に対し期限を定めてその承諾を求め、その支払を受ける者がその期限までにこれを拒否する旨の回答をしない場合には、その支払をする者はその承諾を得たものとみなす方法を加える。</p> <p><b>10. 光ディスク等による提出要件の緩和</b> 支払調書等の提出義務者のうち電子情報処理組織(e-Tax 等)又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者が、支払調書等の書面による提出に代えてその支払調書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。</p>	
法人課税	Ⅰ 成長と分配の好循環の実現	<p><b>1. 特別新事業開拓事業者に対する出資をした場合の課税の特例</b> 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 対象となる特定株式の範囲の追加 発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。 なお、特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とし、特定株式の要件は、現行要件を見直した要件とし、特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、現行の取崩し事由を見直した事由とし、特定事業活動に係る継続証明の要件に、対象法人による株式の取得の時に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件を加える。</p> <p>② 払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を50億円(現行:100億円)に引き下げる。</p> <p>③ 既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。</p> <p><b>2. 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し</b></p> <p>(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度</p> <p>① 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%(現行:2%)に引き下げた上、その上限を14%(原則:10%)とする特例適用期限を3年延長する。</p> <p>(イ) 増減試験研究費割合が12%超 → <math>11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375</math></p> <p>(ロ) 増減試験研究費割合が12%以下 → <math>11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25</math></p> <p>② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を減算する特例を設ける。 (注) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用する。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>④ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。</p>	◆資料⑩参照

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	<p>I. 成長と分配の好循環の実現（続）</p> <p>II. 地域における活力</p>	<p>(2) 中小企業技術基盤強化税制</p> <p>① 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(イ) 税額控除率(12%)に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算する。</p> <p>(ロ) 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。</p> <p>② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>④ 税額控除率は、現行と同じ17%を上限とする。</p> <p>(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度</p> <p>① 関係法令の改正を前提に、対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。</p> <p>② 対象となる特別試験研究費の額に所定の要件を満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者に対する人件費の額を加え、その税額控除率を20%とする。</p> <p>③ 対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。</p> <p>④ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。</p> <p>(4) 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。</p> <p>(5) 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。</p> <p><b>3. 学校法人設立準備法人に対する寄附金の指定寄付金措置</b></p> <p>法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という。）に対して支出する寄附金のうち次のいずれにも該当するもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるものを、指定寄附金とする。</p> <p>① その学校法人又は準学校法人の設立前に、その設立に関する認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金で、その設立のための費用に充てられるものであること。</p> <p>② 募集要綱に、学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内において募集要綱で定める日までに大学、高等専門学校又は一定の専門学校の設置に係る認可を受けなかった場合には、残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。</p> <p>☆ モデルとしては、名刺管理サービス等を手掛ける Sansan(株)の代表などが中心となって創設を進める「テクノロジー×デザイン」をモットーとする「神山まるごと高専」がある。</p> <p>1. 中小企業者等の軽減税率延長 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 中小企業投資促進税制の延長 対象資産の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する</p> <p>3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却等の延長 中小企業経営強化税制（特別償却又は税額控除）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>◆資料⑩参照</p> <p>☆特別新事業開拓事業者の定義、共同研究及び委託研究の範囲は省略</p> <p>◆資料⑫参照</p> <p>☆私立の大学・高専・専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立の為に企業が支出する寄附金について、一定の要件を満たした場合は、これまで必要とされていた個別審査等を行わずに全額損金算入が可能</p> <p>◆資料⑬参照</p> <p>☆左記2及び3は所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料⑭⑮参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	Ⅲ 円滑・適正な納税のための環境整備	<p><b>1. 森林環境税及び森林環境税に係る延滞金等の損金不算入</b>                  法人が特別徴収義務者として納付する森林環境税に係る延滞金の額並びに法人が第二次納税義務者として森林環境税及び森林環境税に係る延滞金等を納付し、又は納入したことにより生じた損失の額は、損金の額に算入しないこととする。</p> <p><b>2. 通算子法人の法人税等の確定申告書の提出期限の見直し</b>                  通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の法人税及び地方法人税の確定申告書の提出期限について、次の見直しを行う。                  ① その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限をその事業年度終了の日の翌日から2月以内（現行：同日から1月以内又は同日から1月以内に残余財産の最後の分配若しくは引渡しが行われる場合にはその行われる日の前日まで）とする。                  ② 通算親法人が確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている場合には、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度についても特例の適用があるものとする。</p> <p><b>3. 青色申告の承認申請書の簡素化</b>                  令和9年1月1日以後に開始する事業年度より青色申告の承認申請書について、記載事項の簡素化を行う。</p> <p><b>4. 青色申告をやめる旨の届出書の提出期限の見直し</b>                  青色申告書による申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする事業年度の確定申告書の提出期限（現行：その申告をやめようとする事業年度終了の日の翌日から2月以内）とするとともに、記載事項の簡素化を行う。</p>	<p>※左記改正は令和5年4月1日以後に現行の提出期限が到来する確定申告書につき適用する。</p> <p>※左記改正は令和8年1月1日以後に開始する事業年度につき適用する。</p>
	Ⅳ その他の租税特別措置等	<p><b>1. 株式分配、適格株式分配の範囲の拡充</b>                  令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特典剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする（所得税についても同様とする。）。                  (1) その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。                  (2) その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。                  (3) 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。                  (4) 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。                  (5) その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。</p> <p><b>2. 土地重課停止措置の延長</b>                  (1) 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置の期限を3年延長する。                  (2) 一般の土地譲渡益に対する追加課税制度                  ① 適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、所要の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。                  ② 適用停止措置の期限を3年延長する。</p> <p><b>3. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直しと延長</b>                  主務大臣の確認要件の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p><b>4. 医療用機器等の特別償却制度の対象機器の見直しと延長</b>                  対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>5. 共同利用施設の特別償却制度の延長</b>                  建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>☆左記3及び4は所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料⑩参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	IV. その他の租税特別措置等(続)	<p><b>6. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直しと延長</b>                  次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(1) 適用対象買換えの見直し</p> <p>① 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。</p> <p>② 航空機騒音障害区域の内から外への買換え(省略)</p> <p>③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%(現行:80%)に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%(現行:70%)に引き下げる。</p> <p>④ 一定の船舶から一定の日本船舶への買換え(省略)</p> <p>(2) 先行取得資産の届出要件の追加                  先行取得の場合は特定資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間(注)の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ること適用要件に加える。なお、先行取得の場合の届出書について、その記載事項の見直しを行う。                  (注) その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。                  ※ 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出につき適用する。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料⑰参照</p> <p>☆企業が実際の買換えのタイミングではなく法人税の申告時に事後的に譲渡資産と買換資産の紐づけを行っているのではという問題意識からの改正</p>
	V. その他	<p><b>1. 暗号資産の評価方法等の見直し</b>                  暗号資産の評価方法等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。</p> <p>① 自己が発行した暗号資産でその発行時から継続して保有しているもの</p> <p>② その暗号資産の発行時から継続して所定の譲渡制限が行われているもの</p> <p>(2) 自己が発行した暗号資産は、取得価額を発行に要した費用の額とする。</p> <p>(3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。</p> <p><b>2. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度</b>                  法人が使用人に対して支給するつみたてNISA奨励金で所得税法の給与等に該当するものは所得拡大促進税制の税額控除制度の対象となる給与等に該当することを明確化する。</p>	<p>☆左記1(2)及び2については所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料⑱参照</p>
資産課税	I. 資産移転時期の選択により中立的な税制の構築	<p><b>1. 相続時資産課税制度の見直し</b></p> <p>(1) 基礎控除の追加                  相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。</p> <p>(2) 相続税の課税価格への加算額調整                  相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。</p> <p><b>2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格の加算期間等</b>                  相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前7年以内(現行:3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額(当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとする。</p>	<p>◆資料⑲参照                  ※令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税につき適用</p> <p>※令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合につき適用</p> <p>◆資料⑳参照                  ※令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税につき適用</p>

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅱ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与措置	<p>1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の見直し等 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を<b>3年延長</b>する。 ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が<b>5億円を超える</b>ときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した<b>残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したもの</b>とみなす。 ② 受贈者が30歳に達した場合等において非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課される場合は、<b>一般税率を適用</b>することとする。</p> <p>2. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の見直し等 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課される場合は、<b>一般税率を適用</b>することとした上、その適用期限を<b>2年延長</b>する。</p>	<p>※左記①は令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税につき適用し、②は同時期以後に取得する信託受益権等に係る贈与税につき適用する。</p> <p>◆資料②参照</p>
	Ⅲ 租税特別措置等	<p>1. 相続税・贈与税の納税猶予制度等 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を3年3月延長する。 ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年(現行:3年)を超えない範囲内のものとする。 ② その他所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 土地売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置 適用期限を<b>3年延長</b>する。</p> <p>3. 先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等に係る固定資産税 中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均<b>3%以上</b>向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、<b>課税標準を最初の3年間、価格の2分の1</b>とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。 ただし、中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、同計画の認定の申請日の属する事業年度(令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。)又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上とすることを同計画に位置付けるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準を次のとおりとする。 ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの → <b>最初の5年間、価格の3分の1</b> ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの → <b>最初の4年間、価格の3分の1</b></p>	<p>◆資料②参照</p> <p>◆資料③参照</p>
	Ⅳ その他	<p>1. 相続人から更正の請求があった場合の他の相続人の除斥期間の見直し 更正をすることができないこととなる日前6月以内に相続税の更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続等により財産を取得した他の者に係る課税価格等に異動を生ずるとき(当該他の者に係る通常の更正決定等の除斥期間が満了する日以前に当該請求がされた場合に限る。)は、当該他の者の相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定等に伴う加算税の賦課決定は、当該請求があった日から6月を経過する日まで行うことができることとするほか、所要の整備を行う。</p>	<p>※令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	I. 適格請求書等保存方式に係る見直し	<p><b>1. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置</b></p> <p>(1) 納税額の激変緩和措置</p> <p>① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。</p> <p>(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。</p> <p>(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。</p> <p>② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。</p> <p>(2) 帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置</p> <p>基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。</p> <p>(3) 適格返還請求書の交付義務免除</p> <p>売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。</p> <p>(4) 適格請求書発行事業者登録制度の見直し</p> <p>① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。</p> <p>② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。</p> <p>③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。</p> <p>④ 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、その記載がなくとも改めて求めず、令和5年4月以降の登録申請手続きができるよう柔軟化する。</p>	<p>◆資料⑭参照</p> <p>◆資料⑮参照</p> <p>※令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等につき適用</p>
	II. その他	<p>1. 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設（省略）</p> <p>2. 車体課税の見直し（省略）</p>	

税目	内容	細目	適用時期
国際課税	I. グローバル・ミニマム課税への対応	<p><b>1. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(国税)(仮称)の創設</b></p> <p>(1) 納税義務者 内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)を納める義務がある。ただし、公共法人については、その義務がない。</p> <p>(2) 課税の範囲 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)を課する。 (注1) 上記の「特定多国籍企業グループ等」とは、企業グループ等(次に掲げるものをいい、多国籍企業グループ等に該当するものに限る。)のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるものをいう。 (イ) 連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係る企業集団のうち、最終親会社(他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る。)をいう。)に係るもの (ロ) 会社等(上記イに掲げる企業集団に属する会社等を除く。)のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの (注2) 上記(注1)の「多国籍企業グループ等」とは、次に掲げる企業グループ等をいう。 (イ) 上記(注1)の(イ)に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国(その会社等の恒久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む。)が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの (ロ) 上記(注1)の(ロ)に掲げる企業グループ等</p> <p>(3) 税額の計算 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の額は、各対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(4) 申告及び納付等 (イ) 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)がない場合は、当該申告を要しない。 (ロ) 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(5) その他 質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 特定基準法人税額に対する地方法人税(国税)(仮称)の創設</b></p> <p>(1) 課税の対象 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)を課する。</p> <p>(2) 税額の計算 ① 特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額(課税標準)に907分の93の税率を乗じて計算した金額とする。 ② 特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の額とする。ただし、附帯税の額を除く。</p> <p>(3) 申告及び納付等 ① 特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行うものとする。 ② 電子申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>◆資料⑯参照</p> <p>※内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用する。</p> <p>※内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
国 際 課 税	I. グ ロ ー バ ル ・ ミ ニ マ ム 課 税 へ の 対 応 ( <u>続</u> )	<p>(4) その他 質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. 情報申告制度の創設</b> ① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、当該構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他必要な事項等(特定多国籍企業グループ等報告事項等)を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。 ② 特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚偽報告に対する罰則を設ける。</p> <p><b>4. 法人住民税の計算</b> 法人住民税の計算の基礎となる法人税額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の額を含まないこととするほか、所要の措置を講ずる。</p>	<p>※内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)について適用する。</p>
	II. そ の 他	<p><b>1. 外国子会社合算税制等の見直し</b> 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 租税負担割合 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上(現行：30%以上)である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。</p> <p>(2) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲 次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。 ① 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社 ② 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社</p> <p>(3) 外国関係会社に関する書類の記載事項 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者(株主等)に関する事項を記載するものに限る。)の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとする。</p> <p>(4) 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置を講ずる。</p> <p>(5) 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置を講ずる。</p> <p>(6) 法人住民税及び法人事業税 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(「外国子会社合算税制」)等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設</b> 非居住者(次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。)の令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間のカジノ所得については、所得税を課さない。 (1) 特定複合観光施設区域整備法の規定により入場料等を賦課するものとされている者 (2) 特定複合観光施設区域整備法の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者 (注) 上記の「カジノ所得」とは、カジノ行為(特定複合観光施設区域整備法の規定によるカジノ事業の免許に係るカジノ行為区画で行うその免許に係る種類及び方法のカジノ行為(同法の規定による設置運営事業の停止の命令等に違反して行われたものを除く。)に限る。)の勝金に係る一時所得をいう。</p>	<p>◆資料⑰参照</p> <p>※内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>◆資料⑱参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	I. 電子帳簿等保存制度の見直し	<p><b>1. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度</b>                      一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿(以下「優良な電子帳簿」という。)に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕訳帳</li> <li>② 総勘定元帳</li> <li>③ 次に掲げる事項(申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、ニに掲げる事項を除く。)の記載に係る上記①及び②以外の帳簿                         <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項</li> <li>(ロ) 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。)</li> <li>(ハ) 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債務に関する事項</li> <li>(ニ) 有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項</li> <li>(ホ) 減価償却資産に関する事項</li> <li>(ヘ) 繰延資産に関する事項</li> <li>(ト) 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。)その他収入に関する事項</li> <li>(チ) 仕入その他経費又は費用(法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。)に関する事項</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度</b>                      国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。</li> <li>② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。</li> <li>③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定する。</li> </ul> <p><b>3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度</b>                      電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件                          次の措置を講ずる。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 判定期間における売上が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務者</li> <li>(ロ) 電磁的記録の出力書面(整然とした形式、明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先毎に整理されたものに限る。)の提示・提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者</li> </ul> </li> <li>② 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。</li> </ul> </li> <li>(2) 保存義務者に対する猶予措置                          電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて<b>相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。</b></li> <li>(3) 宥恕措置の廃止                          電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置(令和5年12月末まで)は、適用期限の到来をもって廃止する。</li> </ul>	<p>※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。</p> <p>※令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。</p> <p>※令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。</p> <p>☆相当の理由によりシステム対応を行うことができなかった事業者は従前行われていた出力書面の保存に加えデータのダウンロードの求めに応じられるようにしておけば検索機能確保の要件等を不要とする新たな猶予措置</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	Ⅱ 加算税制度の見直し	<p><b>1. 高額な無申告に対する無申告加算税の割合引き上げ(加算金も同様)</b>                      無申告加算税の割合(現行:15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が<b>300万円を超える部分</b>に対する割合を<b>30%</b>に引き上げる。                      (注1) 調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知(次の2において「更正予知」という。)する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%))については、上記の納付すべき税額が<b>300万円を超える部分</b>に対する割合を<b>25%</b>とする。                      (注2) 上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 繰り返される無申告行為に係る無申告加算税等の加重措置</b>                      過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を<b>10%加重</b>する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告(調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く。)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」という。)があった場合において、その<b>期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。)</b>若しくは<b>無申告加算税に代えて課される重加算税(「無申告加算税等」という。)</b>を課されたことがあるとき、又はその<b>無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき</b>に、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。                      (注) 過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税(無申告加算税に代えて課されるものを除く。)については、上記の見直しの対象としない。</p>	<p>◆資料⑳参照</p> <p>※令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。</p>
	Ⅲ その他	<p><b>1. ダイレクト納付の利便性の向上</b>                      電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合(その<b>税額が1億円以下</b>である場合に限る。)において、<b>法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する</b>ほか、これに伴う所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 税理士の懲戒処分等の公告方法の見直し</b>                      税理士の懲戒処分の公告は、財務大臣が、公告事項を、相当と認める期間、<b>インターネット</b>を利用する方法により<b>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに</b>、官報をもって公告する方法により行うこととする(税理士であった者の懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告及び税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分の公告についても同様とする。)。                      (注) 上記の「相当と認める期間」は、概ね、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間として取り扱うこととする。                      ① 税理士業務の禁止の懲戒処分又は税理士法人の解散命令公告                      → 税理士等がその処分を受けた日から3年間                      ② 税理士業務の停止の懲戒処分等の公告である場合                      → 税理士業務の停止の期間                      ③ 戒告の懲戒処分等の公告である場合                      → 税理士等がその処分を受けた日から1月間                      ④ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告である場合                      → 税理士であった者が受けるべきであったその懲戒処分の種類に応じ上記①から③までに定める期間に準ずる期間</p> <p><b>3. 税理士試験合格者の公告方法等の見直し</b>                      税理士試験合格者等の公告及び税理士試験実施の日時等の公告は、国税審議会会長が、公告事項を、相当と認める期間、<b>インターネット</b>を利用する方法により<b>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに</b>、官報をもって公告する方法により行うこととする(国税審議会が行う公認会計士の税法に関する研修の公告、試験科目の一部の免除の認定基準の公告及び税理士試験免除に係る指定研修の公告についても同様とする。)。また、税理士試験合格者等の公告について、公告事項を受験番号(現行:氏名)とし、税理士試験全科目免除者の公告を廃止する。</p>	<p>※令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続につき適用</p> <p>※令和6年4月1日から施行</p> <p>※令和6年4月1日から施行</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	V その他 (続)	<p><b>4. スマートフォン用電子証明書を利用した e-Tax の利便性の向上</b> 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等を行う際に送信すべき電子証明書の範囲に、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書を加えるとともに、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いて電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は国税の納付を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>5. 滞納処分免脱罪の適用対象の整備</b> 滞納処分免脱罪の適用対象に納税者等が滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し又はその滞納処分に係る滞納処分費等を増大させる行為をした場合を加える。</p> <p><b>6. 徴収職員の滞納処分に関する調査手続等の見直し</b> 徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権等につき見直しを行う。 ① 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の対象に、帳簿書類以外の物件を加える。 ② 滞納処分に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)の提示又は提出を求めることができることとする(納税の猶予の申請に関する調査についても同様とする)とともに、猶予の不許可事由について所要の整備を行う。 ③ 滞納処分に関する調査において滞納者等から提出された物件の預かり・返還等に関する手続を整備する(納税の猶予の申請に関する調査についても同様とする)。 ④ 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使先の範囲について、滞納者に対して過去に債権又は債務があったと認めるに足りる相当の理由がある者が含まれることを法令上明確化する。</p> <p><b>7. 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等</b> ① 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者が税務相談を行った場合(税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。)において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士又は税理士法人でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。 (注1) 財務大臣は、上記の命令をしたときは、遅滞なくその旨を、相当と認める期間、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならない。 (注2) 上記(注1)の「相当と認める期間」は、概ね、上記の命令を受けた日から3年間として取り扱うこととする。 ② 国税庁長官は、上記①の命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類(その電磁的記録を含む。)を検査させることができることとする。 (注) 上記の質問検査等に対する拒否又は虚偽答弁等については、税理士等に対する質問検査等の場合と同様の罰則を設ける。 ③ 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とする。 (備考) 令和4年度税制改正で決定された「税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し」のうち、税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える部分については、上記の措置として講ずる。</p> <p><b>9. 少額減価償却資産等に係る規定の整備</b> 国税における少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度につき、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外するとされたことに伴い、償却資産に係る固定資産税について、これに準じて所要の措置を講ずる。</p>	<p>※令和7年1月1日以後に行う申請等又は同日以後に行う国税の納付につき適用</p> <p>※令和6年1月1日以後にした違反行為につき適用</p> <p>※左記①及び④は令和6年1月1日以後に新たに滞納者等に対して開始する調査に係る質問検査等に、②は同日以後に申請される納税の猶予につき適用</p> <p>※令和6年4月1日から施行</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
関 税	I. 暫定税率等の適用期限の延長等	1. 暫定税率等の適用期限の延長等 令和5年3月 31 日に適用期限の到来する暫定税率(412 品目)及び特別緊急関税制度について、令和6年3月 31 日まで適用期限の延長を行う。  2. その他 (省略)	

税 目	細 目
検 討 事 項	<p>1. <b>年金課税</b>については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2. <b>デリバティブ取引に係る金融所得課税</b>の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。</p> <p>3. <b>小規模企業等に係る税制のあり方</b>については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4. <b>自動車関係諸税の見直し</b>については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p> <p>5. <b>原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化</b>については、引き続き検討する。</p> <p>6. <b>帳簿等の税務関係書類の電子化</b>を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。</p> <p>7. <b>事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率</b>については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>8. <b>電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税</b>については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。<b>(関連資料⑳参照)</b></p> <p>9. <b>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時の10万円の経済的支援</b>を一体的に行う「<b>出産・子育て応援交付金</b>」について、その事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源の確保について早急に検討を行い、結論を得る。</p>